

業 務 概 要

全国過疎地域自立促進連盟

はじめに

過疎地域は、我が国の国土の半分以上の面積を占め、その国土をわずかに1割の人口で支えている地域であり、そこには豊かな自然や歴史・文化があります。都市に対して食料・水・エネルギーを供給していますが、大都市の住民がいやしに来られる場でもあります。また、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などにも大きな貢献をしている地域でもあります。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきました。

私は、こうした地域が豊かに存続していく、人々が過疎地域に戻ってこられるようになることが、日本全体の健全な発展のために是非必要だと考えております。最近報道にみられるような子どもの虐待などの悲惨な事件のバックグラウンドには、地域社会の崩壊があるのではないかと考えていますが、過疎地域には、豊かな人情、豊かな地域社会がまだまだ残っています。豊かな森、きれいな水、自然の食材が大事だと考える方がだんだん増えてきているように、世の中の価値観が少しずつ変わってきています。こうした世の中の流れに呼応して、日本全体のためになるよう過疎地域の発展に努力をしていかなければならなりません。

私は、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として立派に再生されることによって、都市と過疎地域が相互に支え合う新しい国づくりの展望が開かれるものと確信しています。

引き続き総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域の一層の振興が図られるよう関係都道府県、過疎市町村や全国知事会など地方六団体と一層連携を密にし、努力してまいりたい所存であります。

平成23年12月

全国過疎地域自立促進連盟
会長 溝口善兵衛

過疎連盟のあらまし

| | |
|--------------|---|
| 名 称 | 全国過疎地域自立促進連盟 |
| 所 在 地 | 東京都港区虎ノ門1-13-5 第1天徳ビル3F TEL 03-3580-3070 (〒105-0001) FAX 03-3580-3602 |

設立の趣旨

昭和30年代以降のわが国経済の高度成長により、人口、産業の大都市圏への過度集中と、農山漁村人口の著しい減少が進み、国土の均衡ある発展と地域住民の生活の安定向上に支障をきたすという重大な社会問題が生じました。

とりわけ、人口が激減した過疎地域においては、産業及び生活の基盤整備の遅れとあいまって、農林漁業の縮小再生産、基幹労働力の過度の流出、地域社会の存立基盤の崩壊等の諸現象が顕在化し、一刻も放置できない深刻な事態にまでたちいたりしました。そこで、昭和43年5月から6月にかけて関係都道府県の知事及び議会議長は、それぞれ過疎地域対策促進のため全国協議会を結成し、過疎法の制定、過疎債の新設等総合的な過疎対策樹立のため強力な運動を展開しました。その運動の頂点として昭和45年1月に関係都道府県と市町村が一体となって過疎法制定促進全国大会を開催し、国会並びに政府関係機関に対し過疎地域住民の切なる願いを訴え、過疎地域対策の早期確立を強く要望いたしました。

この結果、昭和45年第63回国会において、超党派の総意のもとに議員立法による過疎地域対策緊急措置法の成立をみ、また、昭和45年度地方債計画において過疎債制度が創設される等の緊急諸対策がスタートいたしました。このような情勢の中で、過疎地域における産業・経済の開発振興及び生活文化の安定向上を図るとともに、総合的な過疎地域対策等の一層の推進を期して、関係都道府県と市町村を一丸とする全国組織を設立しようとする機運が盛り上がり、昭和45年5月全国44都道府県と776市町村を会員とする全国過疎地域対策促進連盟が設立されました。

設 立

昭和45年5月25日

本連盟は設立当初、全国過疎地域対策促進連盟でしたが、以後それぞれ各法の趣旨に沿った名称に変更しています。

| | |
|-------|--|
| 昭和45年 | 全国過疎地域対策促進連盟 (過疎地域対策緊急措置法 法律第31号) |
| 昭和55年 | 全国過疎地域振興連盟 (過疎地域振興特別措置法 法律第19号) |
| 平成2年 | 全国過疎地域活性化連盟 (過疎地域活性化特別措置法 法律第15号) |
| 平成12年 | 全国過疎地域自立促進連盟 (過疎地域自立促進特別措置法 法律第15号) |

目 的

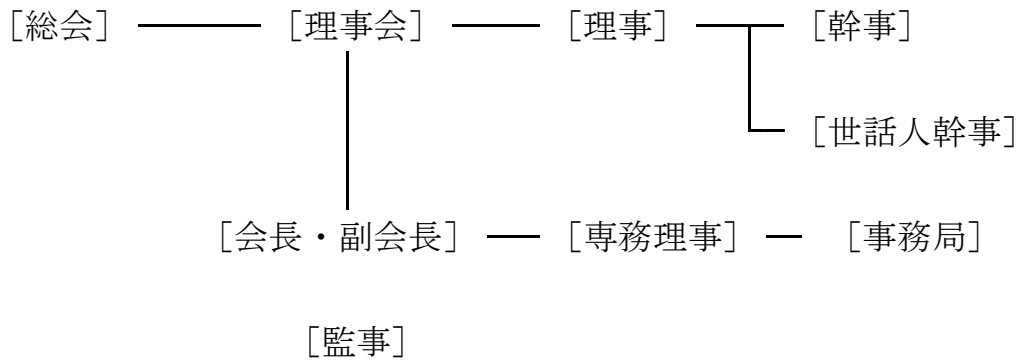
会員相互の緊密な連絡提携により、過疎対策事業の充実強化により地域の自立を促進し、もって過疎地域における産業・経済の開発振興と地域住民の生活・文化の向上を図ることを目的とする。

会 員

(平成23年12月5日現在)

| | |
|--------------|-------------------|
| 過疎地域市町村…………… | 775 |
| 関係都道府県…………… | 45 (大阪府、神奈川県を除く。) |

組 織



役 員

(平成23年12月5日現在)

| | | |
|------|--------------|--------------|
| 会 長 | 島根県知事 | 溝口 善兵衛 |
| 副会長 | 福島県知事 | 佐藤 雄平 |
| 〃 | 島根県議会議長 | 洲浜 繁達 |
| 〃 | 岡山県新見市長 | 石垣 正夫 |
| 〃 | 宮城県栗原市議会議長 | 佐藤 千昭 |
| 〃 | 宮崎県椎葉村長 | 椎葉 晃充 |
| 〃 | 広島県北広島町議会議長 | 加計 雅章 |
| 理 事 | 北海道知事 | 高橋はるみ他 265 名 |
| 専務理事 | 元国土庁長官官房審議官 | 蓼沼 朗寿 |
| 監 事 | 高知県知事 | 尾崎 正直 |
| 〃 | 北海道議会議長 | 喜多 龍一 |
| 〃 | 佐賀県江北町長 | 田中 源一 |
| 〃 | 長野県野沢温泉村議会議長 | 久保田三代 |

幹 事

| | |
|-------|---|
| 幹 事 | 都道府県過疎担当部長 支部・協議会・町村会事務局長 地方六団体過疎担当部長 (計 9 6 名) |
| 世話人幹事 | 都道府県過疎担当部長 支部・協議会・町村会事務局長 地方六団体過疎担当部長 (計 1 7 名) |

事業の内容

連盟は、設立の目的を達成するため、次に掲げる事業を行っています。

- (1) 過疎地域自立促進のため施策の推進及び予算の確保のための運動
定期の大会、理事会等の開催及び政府・国会に対する実行運動
の展開
- (2) 調査研究及び資料の収集整備
財団法人過疎地域問題調査会への研究助成のほか、過疎地域の
活性化と自立促進のための諸問題について調査研究並びに資料の
収集整備
- (3) 機関誌の発刊
会員、図書館、学術研究機関等への過疎情報誌の配布
- (4) 電子メールによる情報提供
会員及び支部等へメールマガジンの発信
- (5) 情報の交換
総務省等関係省庁・関係国会議員等との意見・情報交換等の実
施
- (6) その他必要な事業
過疎対策担当職員研修会の開催
過疎地域活性化優良事例表彰（連盟会長）の実施
過疎問題シンポジウムの開催

(7) 過疎地域活性化ビデオの製作

作製した過疎地域活性化ビデオは下記のとおりです。

- H 5 たおやかな矜持－歴史・文化を活力に－ (30分)
撮影地：熊本県泉村、宮城県登米町、和歌山県日高・有田広域圏
- H 6 広がれふれあいの輪 (30分)
撮影地：高知県檜原村、新潟県高柳町、群馬県川場村
- H 7 出合いきらめく自然 (30分)
撮影地：山梨県早川町、石川県能登島町、岩手県岩泉町
- H 8 ふるさとみつけた (30分)
撮影地：福島県金山町・昭和村・三島町、新潟県入広瀬村、
三重県紀和町、和歌山県本宮町、奈良県十津川村
- H 9 アートとの出会い (29分)
撮影地：北海道洞爺村・虻田町・壮瞥町、群馬県勢多郡東村
- H 10 歴史おもてなし－町並み保存と町づくり－ (30分)
撮影地：岡山県勝田町、広島県豊町、愛媛県内子町
- H 11 ふるさとを生かすふるさとに生きる (59分)
(H 5～H 10 の総集編)
- H 12 森の贈りもの川の贈りもの
～自然を活かした地域づくり～ (29分)
撮影地：青森県西目屋村・鱒ヶ沢町、秋田県八森町・藤里町
- H 13 川を活かす里を活かす (29分)
撮影地：島根県邑智郡
- H 14 海の幸山の幸 (29分)
撮影地：千葉県和田町・埼玉県吉田町
- H 15 星の里柚の里 (29分)
撮影地：福岡県星野村・福岡県矢部村
- H 16 子どもたちに手渡す地域の未来 (29分)
撮影地：静岡県川根町・中川根町・本川根町